

# なぜ変える？ 教育基本法

## Why is it Changed ? Fundamental Law of Education

辻井 喬・藤田英典・喜多明人（編）／2006 岩波書店

佐藤 信一 SATO, Shinichi

● 国際基督教大学教育研究所

Institute for Educational Research and Service, International Christian University

2006年12月15日、第165回臨時国会において教育基本法が59年ぶりに全面改正され、同月22日に公布・施行された。それから約2ヶ月前に本書が店頭に並んだ。編著者らが「はしがき」で述べているように、本書は藤田英典（国際基督教大学教授・教育社会学）、辻井喬（作家）、暉峻淑子（埼玉大学名誉教授・経済学）によって創られた「教育と文化を世界に開く会」が行なってきた講演会やシンポジウムの記録を中心に、教育基本法の改正問題に関する論文、インタビューなどを新たに編纂したものである。

本書の構成は次のようにになっている。編著者による「はしがき」、「(旧) 教育基本法（以下、旧基本法）」の後に、I 「教育基本法改正と日本の行方」、II 「いま、教育基本法を変えるおかしさ」、III 「改正案を徹底的に検証する」、IV 「教育基本法を活かす」、V 「資料」の順で編集されている。以上の内容を、作家、大学教授、教育評論家、ジャーナリスト、弁護士、俳優、NPO代表ら計20人の執筆者が意見を表明している。20人の執筆者に共通している点は、今回の教育基本法「改正」は「改悪」であるという点である。そして、タイトルにも示されているように、「なぜ変える？」という最もシンプルであり、しかしながら最も重要な疑問を、それぞれの専門から投げかけている。

まず本文の内容に入る前に、読者は「旧基本法」に改めて（あるいは初めて）触れることとなる。法学や教育学を専門としていたり、興味・関心があつ

て自発的に触れる場合を除けば、まず日常生活の中でこの法律に出会う機会はないのではないだろうか。少なくとも評者は、この本に出会うまで「旧基本法」がどのような理念や使命を掲げているのかをほとんど知らずに生きてきた。今回初めて条文の一つ一つを読んでみて、条文を策定した先人達の真に民主的な国家を創っていこうという熱い思い、そのためには「教育の力にまつべきである」という民主的教育実践への強い希望が、ストレートに伝わってきた。それと同時に、旧基本法の掲げる理念、使命と自分がこれまでに受けてきた教育（特に内容において）との間に大きなズレを感じた。「新しい時代にふさわしい教育」という曖昧模糊なキャッチフレーズのもと、今回の歴史的出来事は強行されたわけであるが、旧基本法の本当の実践こそが「いつの時代にもふさわしい教育」なのではないか。それを「なぜ変えるのか？」。本文に入る前に旧基本法に触れることによって、執筆者らが訴えた「なぜ変える？」という思いと同じ土俵に多くの読者らも立つことになるのではないだろうか。

さて、I 「教育基本法改正と日本の行方」では、辻井氏（本当の伝統とは何か）、大江健三郎（作家）（「教育の力にまつべきものである」－改正案から欠落している一句－）、暉峻氏（「心」ではなく「態度」ならいいのか）が担当し、主に今回の改正において最も注目を浴びた「(現) 教育基本法（以下、現基本法）」の第2条（教育の目標）第5項目「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国

と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に焦点を当て、論じている。まず全体のタイトルである「教育基本法改正と日本の行方」を目にしたとき、「教育基本法改正」と「日本の行方」というテーマが同列の位置に置かれていることに、教育やそれを具現化する教育基本法の持つ影響力の大きさに圧倒される。大江氏は、両者の関係性について次のように述べている。「『教育基本法』が改定されることは、戦後の苦しい状況の中で、なんとか次の世代のために誇るにたる教育を作りだそうとした、憂い顔の真面目な日本人の『希求』はついに打ち崩れてしまうことになる、と思います。(中略)憲法改定が行なわれる前に、日本人の精神の課題としての(中略)自立した民主主義への道は、最終的に閉じられてしまうでしょう。そこからは、憲法改定への道は一挙に開けることだろう、とも思います。(p.23)」大江氏の論調は、悲観的で不安に満ちている。しかしながら、それでもなお、自らが関わっている「九条の会」の活動を続けることによって、その積極的な思いを示し続けると述べている。どれほどの人々が、「教育基本法」が明らかに他の法律と性格を異にすることに気づき、その改正がもたらす負の将来に危機感を抱いているのだろうか。評者は大江氏の文章を読みながら、その点について大きな不安を感じた。

続いて、II「いま、教育基本法を変えるおかしさ」では、藤田氏が「教育基本「改正」法案の何が問題か」というテーマで論じている。藤田氏は、改正がなされるために必要な条件として2点挙げている。1点目が「現行法には改正しなければならない相当の理由、改正されなければ克服されない重大な問題・欠陥があるということ(p.90)」であり、2点目が「改正することによって、その問題・欠陥が解決され、教育の改善・充実が期待できること(p.90)」である。今回の改正問題が、上記2点の条件を果たして満たしているのであろうか、その問い合わせていくつかの点から論じている。例えば、教育基本法の改正理由・目的の一つとして、「問題行動や不登校や規範意識の低下など「教育病理」と言われてきた様々な問題に対応する必要性(p.93)」

が挙げられているが、旧基本法ではそれらの「教育病理」に対応することができないのであろうか。この点について、藤田氏はここ数年に高等教育や初等・中等教育界で行われている様々な政策が、旧基本法のもとで進められていることを示すとともに、「これまでの対策・施策が不十分・不適切であるというなら、その原因は、教育基本法にあるのではなく、政府・行政の政策や人々の意識・実践の側にあると考えるべきである。(p.96)」と主張している。さらに、藤田氏は今回改定された重大な規定の一つである「教育に対する「不当な支配」」について言及している。旧基本法では、第10条1項において「教育は、不当な支配に服すことなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」と明記されており、種々の社会的諸勢力とともに、行政権力や政治権力からの不当な支配を排除する旨が明記されている。それに対して、現基本法では、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、(後略)」と改訂され、「不当な支配」の行使主体から諸法令の立案・制定を直接担当する行政権力・政治権力を排除するものとなっている。藤田氏は、「(法令主義)とも言える我が国の行政思考の在り方を踏まえるなら、杞憂に過ぎないとして済ますことのできない重大な問題である(p.111)」と指摘している。既に国旗掲揚・国家斉唱について、不当な支配・介入とも言える事件が全国で多発している中で、それらの行為を正当なものとして容認する条文が、教育の最上位の法律である教育基本法に明記されることで、教育の独立性、さらには個人の思想・信条の自由が脅かされることは想像に難くない。

次にIII「改正案を徹底的に検証する」では、尾木直樹(教育評論家)と西原博史(早稲田大学教授・憲法学)による対談に始まり、夏嶋泰裕(ジャーナリスト)、市川昭午(国立教育政策研究所名誉所員)、苅谷剛彦(東京大学教授・教育社会学)、西原氏、中川明(弁護士)、成嶋隆(新潟大学教授・憲法学・教育法学)が各々の専門領域から改正案を検証している。I、IIまでを読んできた読者の多くが、ますます「なぜ変えるのか?」という疑問に

とらわれることになるのではないだろうか。本章では、この疑問に対して、極めて明快かつ重大な回答を提示している。それはすなわち、この改正問題は、「民主的教育を実践していきたい！」という純粋な想いではなく（仮にそうならば、改正などされなかつたであろう。）、一部の権力者達による極めて恣意的で政治的な動機によって突き動かされているという事実である。これらの時代に逆行するかのような動きに対して、中川氏（p. 205～）は「見直し」や「改定」の基準として憲法並びに子どもの権利条約を中心とする国際準則を挙げている。尾木氏もまた、今教育でなされるべき一番のポイントとして「子どもの権利条約を家庭・地域・学校でどう実現していくか（p.136）」を挙げ、中でも子どもに関わる様々な場における「子ども参加」の実現を呼びかけている。準憲法的存在であった教育基本法が改定されてしまった今、最後の砦として憲法があり、子どもの権利条約があるのではないか。教育基本法改正を憲法改正の前段階として捉えている一部政治権力の不当な介入・支配にこれ以上服すことなく、民主的社会への道のりを守るためにも、家庭・地域・学校において、子どもが一個の権利主体として認められ、おとなとの協働的関係の中で、社会参加が保障されることが何よりも重要ではないだろうか。

最後に、IV「教育基本法を活かす」では、佐藤秀夫（日本近代教育史）による論考（教育基本法とはどんな法律か）の後、奥地圭子（NPO「東京シェーレ」理事長）と牟田悌三（俳優）による対談（教育基本法は現場で生かされてきたのか）が収録されている。評者は冒頭で、「旧教育基本法」に掲げられている理念・使命と自分がこれまでに受けた教育との間に大きなズレを感じると述べたが、奥地氏も「いかに教育現場で教育基本法が実行されていないか（p.253）」を自身の教師生活とその後のNPO活動から実感している。「基本法が正しく実行されていないからこそ、子どもたちが苦しんでいるのに、見事に逆転させて「改正」の理由にしている（p.253）」という奥地氏の見解には、全くの同感である。そして最後に、喜多明人（早稲田大学教授）は、もっとも根本的でありながらも、決定的

に忘れ去られている真実を突きつけている。それは、結局のところ「教育とは誰のためにあるのか？」であり、「教育基本法は誰のためにあるのか？」である。政党のためにあるのではない。文部科学省のためにあるのでもない。それは、まさしく子どものためにあるものである。しかしながら、今回の改正の流れの中に、子どもの存在は全く見受けられなかつた。子どもに関する事柄の決定過程の中に、なぜ当事者である子どもがいないのか。これは、先にも述べた子どもの権利条約を構成する4本柱の一つである「参加の権利」を剥奪していることになる。一方で喜多氏も指摘しているように、市民や地域・自治体による「子ども参加」を促進させる様々な活動が現在全国各地で展開されている。これらの子どもとおとの協働的なパートナーシップによるチャレンジもまた、時代に逆行する現基本法によって、その前進を妨げられる危険性に満ちている。

現在、現基本法を土台として、いわゆる教育関連3法（教員免許法、地教行法、学校教育法）の改正に向けた審議が着々と進められている。評者がオブザーバーとして参加した2002年の国連子ども特別総会では、全ての会議においてチャレンジフレンドリー版の資料が作成されていた。今からでも遅くない。子どものためにある教育に関するに、子ども自身が主体的に参加できるよう取り組むべきである。それが、本書を読んだ評者からのせめてもの要求である。